

# 業務報酬基準の契約を周知徹底へ共同要望

建築3会



左から芦原会長、大内会長、三井所会長

日本建築士会連合会（三井所清典会長）、日本建築士事務所協会連合会（大内達史会長）、日本建築家協会（芦原太郎会長）は、発注者である中央・地方の行政、民間団体に対し業務報酬基準に準拠した契約締結徹底を求める共同要望を開始した。建築士法第25条で規定する報酬基準に基づく契約締結の努力義務を定めた改正建築士法の成立を踏まえたもので、規定の周知徹底を全国的に展開する。

芦原会長は「適正な報酬による契約締結には受託者の努力だけでなく、委託者の理解と協力が不可欠だ。行政・民間団体に規定の周知、理解を求めていく」旨を語ったほか、19日開いた会見で大内会長は「適正な報酬による契約締結には受託者の努力だけでなく、委託者の理解と協力が不可欠だ。行政・民間団体に規定の周知、理解を求めていく」旨を語ったほか、

**周知徹底へ共同要望**

対象となるのは営繕業務が

伝えることが重要になる」と

強調した。

建築士向けの情報発信として改正建築士法の周知、業務報酬基準に準拠した契約締結の徹底、改正建築士法の円滑な実施に向けた予算確保などを求めている。既に民間団体を対象に要望書を提出しており、年明け早々に官公庁や地方の自治体・民間団体へも要望書を提出する。

て、2015年2月から新建

建築士法を対象に要望書を提出しており、年明け早々に官公庁や地方の自治体・民間団体へも要望書を提出する。

芦原会長は「業の適正化における手方に対しても理解を得たい」と語った。また、三井所会長は「今回、周知徹底を進めるには大前提だが、契約の相手方に対する社会への周知徹底に努めたい。会員に対して周知徹底することは大前提だが、契約の相手方に対する社会への周知徹底に努めたい」と語った。

三井所会長は「(今後)建築の設計にどんな社会的役割があるのかを広く消費者と設計者に理解してもらつ良い機会になるのではないか」と期待を込めた。

各地方については都道府県の建築士会、建築士事務所協会、建築家協会支部と地域会が自治体や民間団体に適宜要望活動を実施する予定だ。大内会長は「受託者と委託者の末端まで理解を得る必要があるため、地方の単位会の活動が重要になる。機会をとらえて繰り返し周知することで、会員・非会員含め社会に広く

建築制度普及協会が全国で講習会を開く。  
II関連2面

26.12.22

建設通信新聞